

八代地域吸入指導連携手順書

病院

①院外処方せんと一緒に吸入指導依頼書発行



患者

②院外処方せんと一緒に吸入指導依頼書提出



薬局

③吸入指導の実施を行う。吸入指導確認・報告書を記入してお薬手帳に貼付する。



病院

④お薬手帳を確認して実際に行われた吸入指導報告書を確認する。

〔初回〕

① 病院。クリニックの医師は吸入療法を開始する患者に対し、吸入連携の説明を行い、吸入指導依頼書を記載し、院外処方せんとともに患者に渡す。

②患者は保険薬局にて院外処方せんとともに吸入指導依頼書を提出する。

③保険薬局薬剤師は依頼書内容を確認し、吸入デバイス毎の標準手順書やメーカー作成の吸入指導文書などツールを使用して吸入指導を実施する。

保険薬局薬剤師は記載した吸入指導実施後、吸入指導報告書をお薬手帳に貼付して次回吸入指導依頼した医師に見せるよう指導する。

④病院・クリニックはお薬手帳を確認して実際に行われた吸入指導の内容を確認する。

〔二回目以降〕

医師は吸入指導報告書の内容を確認し、2回目以降も必要に応じて吸入指導依頼書を発行する。薬剤師はたとえ依頼書のない場合でもできる限り定期的な吸入指導を行い、手技・理解度の確認を行うよう努力する。